

平成24年11月24日盛岡

特別支援教育の発展と今後の課題 —発達障害をめぐる理解と対応—

上野一彦

東京学芸大学名誉教授

特別支援教育の大きな進展のなかで



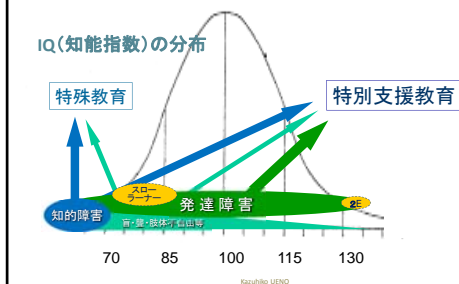
発達障害と特別支援教育の足跡

- 1990
 - ・全国LD親の会の設立 (平成2年)
 - ・通級指導に関する調査研究協力者会議開始 (平成2年)
- 1992
 - ・LDに関する調査研究協力者会議開始 (平成4年)
 - ・日本LD学会の設立 (平成4年)
- 2000
 - ・LD・ADHD・高機能自閉症に関する全国調査 (平成14年)
- 2002
 - ・LD・ADHD・高機能自閉症に関する全国調査 (平成14年)
- 2006
 - ・発達障害者支援法の施行 (平成17年)
 - ・JDDネットの設立 (平成17年)
 - ・「通級による指導」にLD・ADHDを追加 (平成18年)
- 2007
 - ・学校教育法一部改正 (特別支援教育の開始) (平成19年)
- 2010
 - ・改正障害者自立支援法に発達障害の書き込み (平成22年)
 - ・改正障害者基本法に発達障害の書き込み (平成23年)
- 2012
 - ・児童福祉法で発達障害を明示 (平成24年)

特別支援教育の対象となる障害種別

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害	知的障害	言語障害
聴覚障害	肢体不自由	自閉症
知的障害	身体虚弱	情緒障害
肢体不自由	弱視	弱視
病弱(身体虚弱)	難聴	難聴
	その他(言語障害、自閉症、情緒障害、病弱)	LD
		ADHD
		その他(肢体不自由、病弱、身体虚弱)

特殊教育から特別支援教育への転換



2E教育とは？

2E・・・ twice exceptional

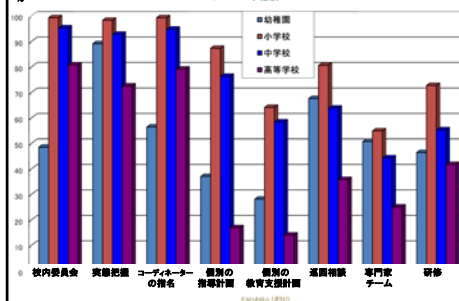
二重に特別な子どもたち

LDであってギフテッドな子どもの教育

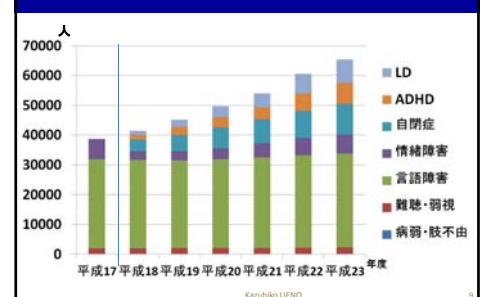
松村輔隆他 認知的個性—違いが活きる学びと支援— 新曜社
岩永雅也・松村輔隆 才能と教育 放送大学教育振興会

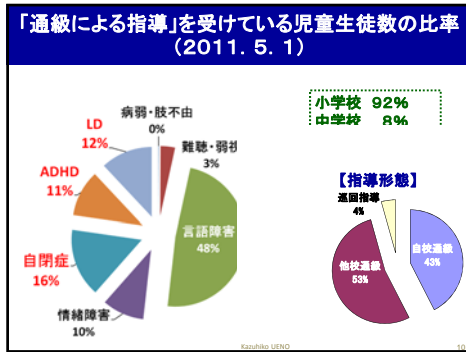
特別支援教育から支援教育へ

国公私立全体における校種別 支援体制の整備状況 (H23年度)



「通級による指導」を受けている児童生徒数の推移



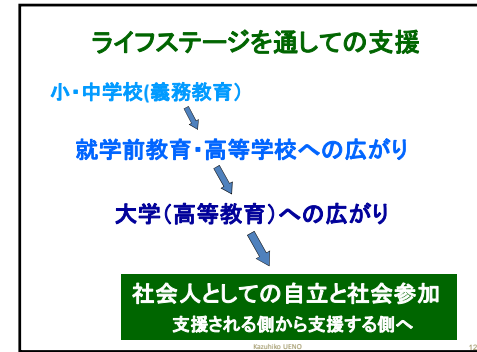


発達障害者の支援

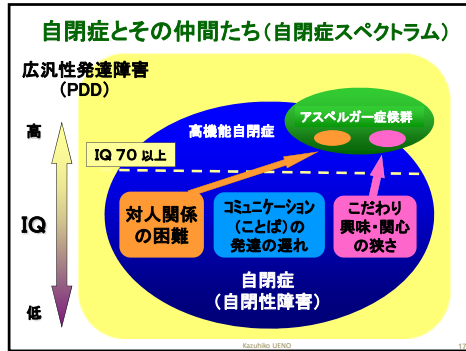
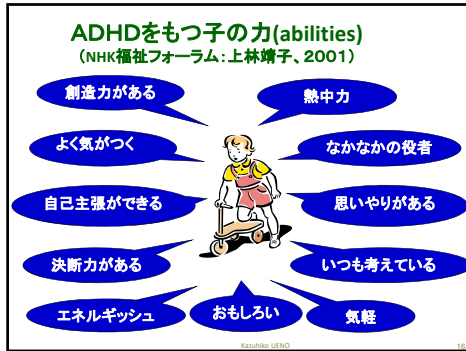
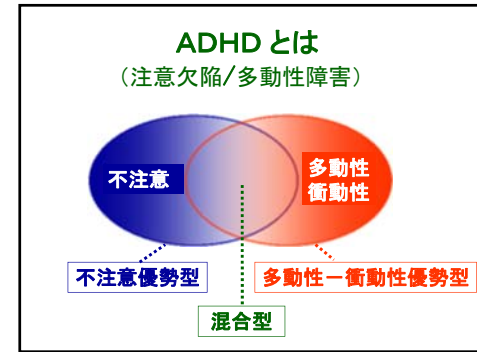
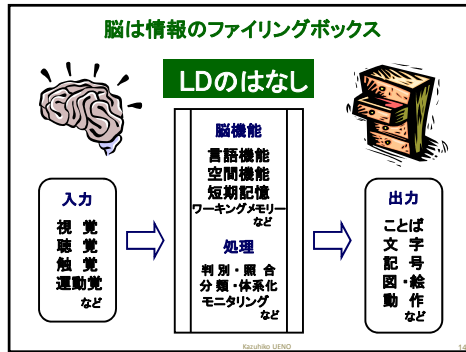
(発達障害については、精神障害に含まれるものとして明記)
ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)による説明
精神及び行動の障害 (F00-F99)

ICD-10 分類	障害種別	支援方法
F00-F69	統合失調症や気分(感情)障害など	精神保健福祉手帳
F70-F79	知的障害(精神遅滞)	知的障害者福祉法
F80-F89	心理的発達障害 (自閉症・アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害など)	発達障害者支援法
F90-F98	小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 (注意欠陥多動性障害、トレット症候群)	発達障害者支援法

<法律> <手帳>



知的な遅れのない発達障害とは



教育における支援教育の在り方

学校で聞く保護者の声

- 特別支援をぜひ受けたいと思うのですが、クラスの中でお願いしたい
- 知能検査は本当に必要なんですか、どこで受けることができるのですか
- 子どもが特別な支援を望まないのですが
- (明らかに知的発達に遅れがあるケースで)勉強が遅れているのでお願いします

教育相談・進路相談のポイント

重さは何によって決まるのか

- 知的発達のレベル(発達の理解とIQ・・・)
- 偏りの特性(自閉度・重複性・・・)
- 二次障害の重複(無気力・衝動性・不登校・・・)

特別支援の手順

- 1 通常学級の中での配慮指導
子どもの特性を、教師自身が理解する
- 2 通常学級での支援指導 (push in)
IT等の効果的な活用(教員・指導員・支援員他)
- 3 通級指導教室での取り出し指導 (pull out)
通級指導教室(リソースルーム)
- 4 特別支援学級(通級制)での指導 (pull out)
校内通級・他校通級 言語障害・情緒障害等・・・
- 5 特別支援学級(固定制)での指導

魅力的な「通級による指導」となるために

- 1 教科の補充指導による効果が期待できる
- 2 自校通級、もしくは教師の巡回指導
(他校通級は医療モデルで子どもの負担が大きい)
- 3 専門的指導力を持つ教員の確保と配置
(教員資格をもった、専門性の高い教員による指導)
- 4 抱え込まない工夫(2~3年を目標とする)
(その後の受け皿・継続的指導の保持)

オアシスから カタパルト(発射台)へ

ライフステージを通しての支援

小・中学校(義務教育)

就学前教育・高等学校への広がり

大学(高等教育)への広がり

社会人としての自立と社会参加
支援される側から支援する側へ

高校・大学教育が大きく変わる

こんな名前の高校 聞いたことありますか

- **総合学科** 高等学校教育改革の中心的役割が期待
幅広い選択科目と自主的な選択・個性を生かす主体的学習の重視・将来の職業選択や進路への自覚を促す学習の重視
- **広域通信制サイバーハイスクール**
- **トライネットスクール**
(1)だれでも(2)いつでもどこでも(3)多様な内容を多様な方法で学べる学校
- **チャレンジスクール** 単位制昼間定時制独立校
- **エンカレッジスクール**
これまで可能性がありながら、頑張っても力を発揮しきれずにいる生徒のやる気や頑張りを、応援し励ます学校
- **クリエイティブスクール/パレットスクール・・・**

センター試験における障害の種類と受験特別措置の概要(平成22年度入試)

受験特別措置の対象となる者	すべての科目において適用する事項	英語リスニングにおいて適用する事項	必要な提出書類
自閉症 アスペルガー症候群 広汎性発達障害 学習障害 注意欠陥多動性障害 注意障害 知的障害 その他の障害 必要とする者	試験時間の延長(1.3倍) チェック解答 拡大文字問題用紙の配布 (一般問題用紙と併用) 演習の設置 トイレに近い試験室 扉扉を試験室の出入口に近いところに指定 1層またはエレベーターが利用可能な試験室 校の特等使用 試験室入り口までの付き添い等の両件 試験場への最寄り車での入場	試験時間の延長(1.3倍) 試験時間延長を希望する者はこのプレーヤー(監督者が操作)にヘッドホン接続 チェック解答を希望する者はこのプレーヤー(監督者が操作を補助)にイヤホン接続	①受験特別措置申請書 ②所定の診断書 ③状況報告書 ④意見書

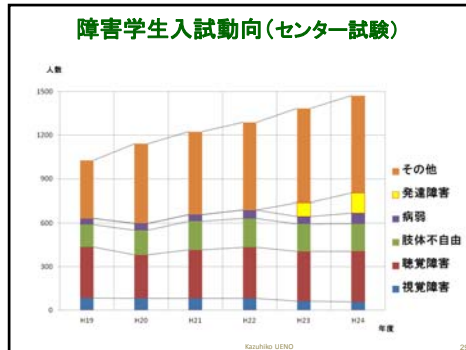
状況報告・意見書(発達障害関係2)	
氏名	年 月 日
学 年	年 月 日
入試について	○ 以下の受験特別措置の申請事項を希望するものをご記入ください。希望しない事項は、必ず「希望しない」とお書きください。 ○ 受験特別措置に該当していない場合は、受験特別措置の申請を記入していただきません。
受験特別措置の希望(1.3倍)	希望とする場合は「記入されるべき項目」欄に記入してください。
予 備 考	
拡大文字問題用紙の配布	
予 備 考	
その 他	
注意事項等の文書による伝達	
【受験特別措置の申請について】(1) 2012年度は、お申し込みください。 ① 「状況報告書」に記入してください。 ② 「意見書」に記入してください。また、必要に応じて「状況報告書」に記入してください。 ③ 「状況報告書」に記入してください。また、必要に応じて「意見書」に記入してください。 ④ 「状況報告書」に記入してください。また、必要に応じて「意見書」に記入してください。 ⑤ 「状況報告書」に記入してください。また、必要に応じて「意見書」に記入してください。	
特別措置申請出願期間の早期化 25年度入学者より 1ヶ月早め、8月1日より受付	

大学入試センター試験が変わると どんな影響が起きるか

- しっかりとした医師の診断書が求められる
心理・認知検査や行動評定等を含む
- 過去に教育的措置があるとより理解されやすい
状況報告書・意見書の提出

↓

- 高等学校での理解と対応が前提となる
- 二次試験など各大学での対応が求められる
- 入学者に対する責務を大学側は負う

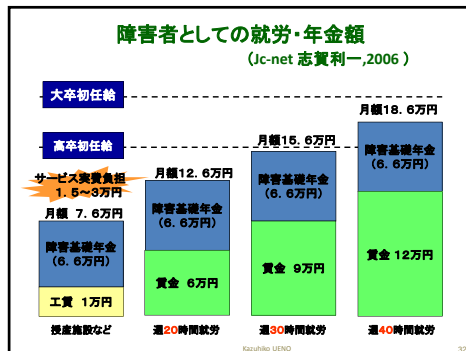


自立と社会参加のために

発達障害者の支援

(発達障害については、精神障害に含まれるものとして明記)
ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)による説明
精神及び行動の障害(F00-F99)

障害種別	法律	手帳
F00-F69 統合失調症や気分(感情)障害など	精神保健福祉法	精神保健福祉手帳
F70-F79 知的障害(精神遅滞)	知的障害者福祉法	療育手帳
F80-F89 心理的発達の障害 (自閉症・アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害など)	発達障害者支援法	精神保健福祉手帳
F90-F98 小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 (注意欠陥多動性障害、トレット症候群)	発達障害者支援法	精神保健福祉手帳



大学でできる支援体制について

- 相談・支援の窓口の開設
照会・アセスメント
判断・措置の決定(審査機関の設置)
- 専門カウンセラーの配置
支援プログラムの作成と実施・評価
- ピアチューターの養成
ノートテーカー等(留学生への措置が参考になる)
- フォローアップ体制の確立
日常的な相談体制による生活・教育環境への配慮

発達障害に関する特別支援教育の次の課題

- 障害を種別からニーズで、連続体で考える
- 人間関係の形成から教科の補充指導へ
 - * ICT利用によるAT(支援技術)の利用
 - * 利用しやすく、効果のある支援を
- 教育と福祉の連動した支援体制を
- 高校など、これまでの教育課程の弾力化
 - * giftedなどへの理解促進
 - * コミュニティ・カレッジなどの充実と拡大

日本LD学会は来週設立20周年を迎えます

LDから私たちが学んだこと

- * LDはインビジブルな(見えない)障害
- * LDは障害と健常の架橋となる
- * 障害はスペクトラム(連続体)で考える
- * 支援やサービスは利用しやすく
効果がなければその名に値しない

↓

- 安心して子どもを任すことのできる学校
- 安心して歳をとっていただける社会

障害とは

理解と支援を必要とする 個性である

END

カズ先生のホームページ
<http://u-kaz.com>